地方藩史にみる社会基盤整備の記述 ー『南紀徳川史』を対象としてー

西山　孝樹[1]・藤田　龍之[2]・天野　光一[3]

[1]正会員　日本大学助教　理工学部まちづくり工学科（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14）
E-mail: nishiyama.takaki@nihon-u.ac.jp

[2]正会員　元日本大学教授　イムノサイエンス株式会社（〒963-8852 福島県郡山市台新 1-10-11）

[3]フェロー会員　日本大学教授　理工学部まちづくり工学科（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14）
E-mail: amano.kouichi@nihon-u.ac.jp

本研究では，江戸時代における紀州藩内の事績がまとめられた『南紀徳川史』に着目した．そのなかから，社会基盤整備に関する記述を抜き出したところ，48 事項が該当した．そして，社会基盤整備の対象ごとに整理したところ，15 項目に分類することができた．その結果，新田開発に関する記載が多いことが明らかとなった．特に，用水路の新規開削に関する項目が最も多い状況であった．その他にも，溜池の築堤や修繕に関するものもみられ，灌漑施設の項目が目立つ結果となった．河川については洪水の記録が最も多く，被災状況にも触れられていた．さらに，紀州藩内に長大な用水路を開削した大畑才蔵の記述が突出して多く，江戸へ召し出された井澤弥惣兵衛為永に関する記述はごく僅かにとどまっていたことも示した．

Key Words: *NANKITOKUGAWA-SHI, Social Infrastructure, Edo period*

1. はじめに

(1) 研究の背景

これまで筆者らは，江戸時代の一次史料である『徳川実紀』に着目してきた．そして，先の史料から具体な社会基盤整備事業を抽出して分類・整理したものが存在していない現状にあった．そこで筆者らは，『徳川実紀』に掲載されたすべての記述を対象とし，社会基盤整備に関する事項を抜き出して整理した．そして，江戸時代前中期の道路行政政策がどのように進められてきたのか，江戸幕府の公式記録として編纂された『徳川実紀』を読み解いて，その一端を明らかにしてきた[1),2),3)]．

その結果，江戸幕府が関与する道路は主として五街道と脇街道等であり，対象とした道路は限定的であった．しかしながら，『徳川実紀』には新規の道路造成や架橋の記述よりも，改良工事や補修の記述が圧倒的に多く，維持管理に重きが置かれていたことを明示した．

(2) 研究の目的

前節で示したように，江戸幕府の史料をみると，社会基盤整備は新規事業というよりも維持管理や補修に関する記述が多い状況にあった．そのため，各藩における社会基盤整備の実態に迫っていく必要があると考えられる．

そこで本研究では，徳川御三家の一つである紀州藩に着目し，藩史である『南紀徳川史』を読み解いていくこととした．諸藩における社会基盤整備の実態に迫るための基礎情報を明らかにすることを目的とした．

ちなみに紀州藩は，慶長 5（1600）年，浅野幸長が甲斐から紀伊へ入国したのが紀州藩の始まりであった．続いて，慶長 19（1614）年から元和 5（1619）年までは浅野幸長の実弟である長晟が継いだ．同年には，徳川家康の第 10 男である徳川頼宣が，安芸広島から紀伊へ国替えとなったことで親藩となり，尾張藩，水戸藩と並び御三家と称されるようになった．その後は，第 14 代の徳川茂承が明治 2（1869）年まで藩主を務めた[4)]．

(3) 研究の位置づけ

本研究で対象とした『南紀徳川史』に関する研究は，南紀徳川史研究会から発刊されている『南紀徳川史研究』がある[5)]．第 1 号（1986 年）から第 9 号（2010 年）が出版されているが，それらの研究には，『南紀徳川史』のなかから社会基盤整備に関する事項を抜き出し，整理したものは存在していない状況にあった．

2. 研究方法

本研究では，清文堂出版の『南紀徳川史　第 1 冊～第 18 冊』[6]から社会基盤整備に関する記述を抜き出し，分類・整理を試みた．なお，研究対象とした『南紀徳川史』には「郡制」の項目があるが，そこに記載された社会基盤の記述を含めると膨大な数となる．そのことから，「郡制」の部分を除いて考察を行った.

(1) 『南紀徳川史』の位置付け

本研究で対象とした『南紀徳川史』について，『国史大辞典』によると，

「近世紀州藩の史料集成．編者は旧紀州藩士堀内信．刊本は十八冊（本文十七冊，総目録一冊）．第十四代紀州藩主徳川茂承の命により堀内信が明治二十一年（一八八八）から三十四年にかけて編纂した．従来，明治三十一年の完成とされていたが，それは緒言によるもので，緒言の「功全竣ル」は前集の完成であることを三好国彦が明らかにした．（中略）本書は紀州徳川家の藩祖徳川頼宣の慶長七年（一六〇二）誕生から，茂承が東京移住をする明治四年までの間の紀州藩に関する史料集である．（中略）本書は検討しなければならない点をふくむ場合もないわけではないが，近世紀州藩の研究にとっては重要な史料集である．」

と示され，主として江戸時代における紀州藩の史料が収められている．以上のことから，紀州藩の事績を整理するうえで重要な史料といえる.

3. 研究結果

『南紀徳川史』のなかから，社会基盤整備に関する事項を抜き出したところ，48 事項を抽出できた．そして，**表-1** に示した社会基盤整備の対象ごとに分類したところ，15 項目となった．なお，各項目は重複を許して数えたため，**表-1** の合計は 48 事項とはならない.

(1) 土木全般

紀州藩に召し出され，江戸中期に紀州および勢州で活躍した大畑才蔵は，紀の川から引水する長大な用水路を開削した．その用水路の一つ，小田井用水の開削について，宝永 7（1710）年（**表-2** No.2）の記述には，

「御勘定人並大畑才蔵ヲシテ伊都郡小田村ヨリ紀ノ川ヲ引水新渠ヲ開鑿セシメ」

とあった．『南紀徳川史』には『大畑才蔵記一および二』（**表-2** No.6, No,7）が史料として収録され，彼の紀州藩における重要な位置づけが垣間見られた.

一方，紀州藩では大畑の上司で徳川吉宗による享保の改革で江戸へ召し出された井澤弥惣兵衛為永の存在があった．その井澤は，宝永 7（1707）年に（**表-2** No.3），

「伊澤彌三右衛門ヲシテ名草郡坂井村ノ龜池ヲ築造セシメ」

とあり，亀池を築造したとされるが，「井澤弥惣兵衛」ではなく「伊澤彌三右衛門」との記述があった．既往研究では同一人物とされるが，その詳細は不明である [7,8].

表-1　『南紀徳川史』に掲載された社会基盤施設の記述一覧

対象	対象地	大項目	小項目	事項数		合計
土木全般	全国 (1) 紀伊 (7) 勢州 (2)	規則の制定	職掌	5		8
		人物	記録	1		
			史料	2		
道路	全国 (1) 紀伊 (2)	施工	福祉事業	1	2	3
		規則の制定	維持管理	1		
			規格	1	1	
橋梁	関東 (1) 江戸 (1) 紀伊 (4) 紀伊・勢州 (1)	施工	新造	2	3	7
			架替	1		
		規則の制定	修理	1	1	
		被災	流出	2	3	
			修理	1		
港湾	紀伊 (2)	施工	新造	1		2
		交通	土砂堆積	1		
河川	全国 (2) 関東 (2) 大阪 (1) 紀伊 (8) 紀伊・勢州 (1)	規則の制定	職掌	1	4	13
			維持管理	1		
			施工	1		
			交通	1		
		施工	修理	2	3	
			治水工事	1		
		洪水	人家流失	2	6	
			記録	3		
			堤防決壊	1		
新田開発	関東 (1) 江戸・紀伊 (1) 紀伊 (7) 勢州 (9)	施工	新造	10	11	18
			中止	1		
		調査	測地・地図		2	
		規則の制定	新造	1	2	
			職掌	1		
		人物	記録		3	
溜池	紀伊 (1) 勢州 (1)	施工	新造	1		2
			修理	1		
用水路	紀伊 (6) 勢州 (5)	施工	新造	9		11
		人物	記録	2		
水道	江戸 (1) 不明 (1)	施工	新造	1		2
			修理	1		
築城	江戸 (3) 駿河 (1) 京 (1) 紀伊 (1)	施工	新造	2	5	6
			改築・修理	2		
			材料	1		
		規則の制定	職掌		1	
築地	京 (1) 紀伊 (1)	施工	新造	2		2
堀	紀伊 (2)	施工	維持管理	1		2
			福祉事業	1		
測量	全国 (1) 蝦夷 (1)	調査	測地作図	2		2
鉱山	関東 (1)	開発	中止	1		1
名勝	紀伊 (1)	施工	反対	1		1
合計						48

先の**表-2** No.3 と 3(6)の**表-11** No.8 で後述する 2 事項で井澤の記述があった．江戸，特に埼玉県周辺における井澤の評価は高いが，紀州における事績はこの 1 事項のみが記載されているに過ぎなかった．井澤は，大畑が持ち合わせていた巧みな治水や利水の技術を紀州藩内で身につけていたかは再考する必要があると思われる．

(2) 道路

慶長 9（1604）年，『徳川実紀』と同様に一里塚を整備したことが記載されていた（**表-3** No.1）．

宝永 7（1710）年における藩内の道路は（**表-3** No.3），

「領内在方道筋往来并山道作場通之道共に通路之人馬障り候木の枝は不及言根柴に至る迄一ヶ年両度つつ爲切拂可申候領内之もの通路不宜上領違之者通り候節政事不宜様評判可致事に候連年両度つつ水溜不通用之處水切流水抜掘廻し可申候右向後無油斷氣を付候様可申渡置候」

人や馬が通行する際に，邪魔になる木の枝は切り払い，水が溜まって通行できない箇所は，水を抜くことができる堀を巡らせることなどが示されており，道路の維持管理に関する記述が 1 ヶ所ではあるものの記載されていた．

正徳 4（1714）年，道路や築地の工事を介した福祉事業が展開されていた（**表-3** No.2）．

「道筋築地等之普請を弱人共へ仰付られ老女迄も少々土を運ひ女は日に五合男は一升施行」

道路や築地に関する土砂の運搬を「弱人普請」と称して，高齢者や女性に行わせた．さらに，皆が真面目に働いたことから，勢州や紀州の他地域でも実施されたという．

(3) 橋梁

橋梁に関して，紀州藩内で具体な橋梁の名称が示されていたのは，2 事項のみであった．「施工」のなかで「架け替え」について述べていたのは**表-4** No.3 で，

「是年御薬種畑へ御通之板橋　寛保元酉年被仰付處　御かけ直しあり」

和歌山城内であろうか，御薬種畑へ通行するための板橋を寛保元（1741）年に掛け直したとの記載があった．

新規に架橋した橋梁は（**表-5** No.5），

「是歳，公命改作和歌浦東照宮，祭游殿，沿道架石橋，名曰不老橋」

嘉永 3（1850）年，和歌浦にある東照宮へ向かう沿道に石橋を架けた．さらに，この橋梁を不老橋と名づけたとされる．ちなみに，この不老橋は現存しており，国指定

表-2　『南紀徳川史』に掲載された「土木全般」の記述

No	西暦 和暦	項目	土木全般	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1	天和 3 1683	紀伊	規則の制定 職掌	二月御**普請奉行**遠藤雲八へ御長屋御作事諸事申付候様被仰付
2	宝永 4 1707	紀伊 紀伊 紀伊	規則の制定 職掌 （用水路） 施工 新造 （新田開発） 施工 新造	四月**御勘定人並大畑才蔵ヲシテ伊都郡小田村ヨリ紀ノ川ヲ引水新渠ヲ開鑿セシメ**田五千石ニ漑ク之ヲ小田井ト名ク國中堰ノ尤大ナル者也事ハ郡制ニ詳記ス **小田井新渠開鑿**
3	宝永 7 1710	紀伊 紀伊 紀伊	規則の制定 職掌 （溜池） 施工 新造 （新田開発） 施工 新造	正月**伊澤彌三右衛門**ヲシテ（井澤弥惣兵衛為永のことを指すカ．原文ママ）名草郡坂井村ノ**龜池ヲ築造**セシメ十ヶ村ニ注キ田七千石ヲ養フ事ハ郡制ノ部ニ詳也 **龜池築造**
4	正徳 4 1714	紀伊	規則の制定 職掌	家中分限なるもの奢に長し候ては貧者も右同様に心得無益之費有之候間分限なる者には右相應の**普請手傳**可申付候役徳有之段々分限にも成候はは千両の手傳に候はは爲褒美紋付并知行五拾石可遣候夫共に殿中通りの**普請**は不申付事也外側計可申付事なり殿中通りは収納金を以可致事なり誠普請等の儀は先例定法之通心得可申なり
5	正徳4 1714	紀伊 全国	規則の制定 職掌 人物 記録	**城内の普請は不及言領内中諸普請出入人足一日に五拾人以上に候**はは一人酒附貳合五勺宛毎日呉候様可致尤年十七より五拾迄の者計指出候様可申付候唯責使時は不早俄取（捗カ）日數掛り耕作仕付に差支不熟之實取にては諸民困窮たるへし左候へば上への取納不足其上**普請も成就致し**間數事なり依之日々酒等呉相働候はは難有存出精可致事なり惣て物不入事は取〆も有間敷事なり金錢入候ても全以損毛不成事也却て耕作仕付はかゆき下々勝手に相成は當家のためなるへし
6		紀伊 勢州	人物 史料	大畑才蔵記一
7		紀伊 勢州	人物 史料	大畑才蔵記二

表-3　『南紀徳川史』に掲載された「道路」の記述

No	西暦 和暦	項目	道路	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1	慶長 9 1604	全国	規則の制定 規格	秀忠君**東海道奥州木曽路等道路を作るへき由**被仰出道の廣さ**五間三十六町を一里として一里塚を築き木を植しむ**以上御年諸私記 **道路の制**
2	正徳 4 1714	紀伊 紀伊	施工 福祉事業 （築地） 施工 新造	詰所**道筋築地等之普請を弱人共へ仰付られ老女迄も少々土を運ひ女は日に五合男は一升施行**被下候右持運びの精不精吟味無く着到之揃ひを下役人共いたし候迄也朝人數を呼改め晩方に及び米を施候銘々一旦宿へ歸りて米出候節出候ても其通りなる事也然とも己れ己れか働の可成氣根ほとは何れも勤て頂戴する事妙也掠て不働之者一人も無之是則**弱人普請之肇也**其後是を見倣ひ勢州松坂領西黒部村竹内五郎左衛門と申冨貴の者**弱人普請を企候**　明徳秘書
3	正徳 4 1714	紀伊	施工 補修	百一　**在方往還山道作道共一ヶ年両度つつ通路宜様申付へし** 一領内**在方道筋往来并山道作場通之道共に通路之人馬障り候**木の枝は不及言根柴に至る迄一ヶ年両度つつ爲切拂可申候領内之もの通路不宜上領違之者通り候節政事不宜様評判可致事に候連年両度つつ水溜不通用之處水切流水抜掘廻し可申候右向後無油斷氣を付候様可申渡置候

文化財（名勝）「和歌の浦」の構成要素の1つでもある．

寛永元（1624）年，熊野那智大社周辺の記述がみられた（**表-4 No.1**）．

「是年熊野那智山へ殺生禁斷之牓示石造立，諸橋架修造ヲ命ス」

殺生を禁止する境界を示した牓示石を造立すると共に，橋梁の修理を行うように命じた．

一方，修復を中断していた橋梁として（**表-4 No.1**），

「右修復中絶之處寛永二乙丑年　南龍公御造營其後二ノ瀬橋ハ洪水ニテ流出今ニ中絶振加瀬橋別所橋ハ享保年中御修復ト云々」

初代紀州藩主の徳川頼宣が造営した二ノ瀬橋は，寛永 2（1625）年に洪水で流出した．そして，振加瀬橋と別所橋は享保年間に修復を行ったことが示されていた．

(4) 港湾

記載年代は不明であるが（**表-6 No.2**），

「湊傳浦御船蔵前川筋砂石埋れ大なる中洲となり入ふね

表-4　『南紀徳川史』に掲載された「橋梁」の記述（1/2）

No	西暦 和暦	項目	橋梁	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1	寛永元 1624	紀伊 紀伊	規則の制定 修理 被災 修理	是年熊野那智山へ殺生禁斷之牓示石造立，**諸橋架修造ヲ命ス** 同所權現社宮司古記録二 那智濱宮三所權現 禁殺生穢惡之牓示石 光峯并妙法山共 同斷　牓示石　都合十七本 右南龍公御造立 二ノ瀬橋十二間半ニ二間半ノ欄干橋　振加瀬橋十間ニ二間半ノ欄干橋　別所橋十四間半ニ二間半ノ欄干橋 **右修復中絶之處寛永二乙丑年　南龍公御造營其後二ノ瀬橋ハ洪水ニテ流出今ニ中絶振加瀬橋別所橋ハ享保年中御修復ト云々**
2	寛永 5 1628	江戸	施工 新造	十一月十八日忠世利勝忠勝尚政連書ノ奉書ヲ以テ尾紀水駿ノ四卿及仙臺佐竹上杉南部ノ諸家ニ助役ノ事ヲ命ス其餘ハ普請奉行遠江守佐久間實勝阿部正之石河勝政命ヲ傳フ石壘坪數四萬四千五百三十三坪二合八夕三才助役ノ大名ヲ六組トシ一組ハ酒井忠世二組ハ土井利勝三組ハ酒井忠勝四組ハ永井尚勝四組ハ　尚政五組ハ松平式部大輔忠次六組ハ奥平忠昌各組ニ大名數人ヲ屬ス水戸上杉鳥居等別ニ一隊ヲナス其石ヲ運送スルハ畿内ハ半役近江美濃播磨備後ハ本役八人半役四人遠江ハ本役一人半役一人伊勢ハ本役一人半役一人尾紀駿三卿ハ本役ナリ三卿共ニ領高ノ内十万石ノ役ヲ除ク江戸伊豆ニ分チテ石ノ奉行ヲ定メ向井将監石川八左衛門今村傳四郎ヲ運送船ノ奉行トス又本牧上總ニ栗石ノ奉行ヲ命ス其築ク所ハ大手下馬ノ虎口玄關前内門虎口吹上門虎口紅葉山喰違ヒ山里丸虎口西丸總石垣日見櫓ノ臺裏門ノ石垣芝口日比谷ノ舛形**田安雉子橋ノ石垣水曲輪三ノ丸ノ石垣鍛冶橋神田橋一橋雉子橋等ナリ　十五代史** 按スルニ此頃駿河大納言公卿初御三家ヲ西御丸へ被召御茶被進御能拝見被仰出又ハ両将軍駿河及尾水邸又ハ國主大名ノ邸へ御成等屢ニシテ其節々御相伴被仰出御出會アリ記載ヲ要セザル分ハ之ヲ略ス
3	延享元 1744	紀伊 紀伊	施工 架替 （港湾） 施工 新造	**一是年御藥種畑へ御通之板橋　寛保元酉年被仰付處　御かけ直しあり** 右橋渡り初尾池甚太郎へ被　仰付八月朔日渡り初あり **一湊川口へ見越木片側へ三本ツツ両側へ六本御取建させなさる**

表-5　『南紀徳川史』に掲載された「橋梁」の記述（2/2）

No	西暦 和暦	項目	橋梁	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
4	天明 6 1786	関東 関東 関東 関東	被災 流出 （河川） 洪水 人家流出 （新田開発） 施工 中止 （鉱山） 開発 中止	且此年之春雨ふらずして日毎に風烈しく火災しけく起りしが夏之程になりては連日雨降りつづきて日を見る事少く殊に冷氣甚しく暑中にも單衣被る者なし然るに此十二日ゟ雨風烈しく同十六日十七日に至りては**川々の水漲り溢れて両國永代を初め大小橋々委く破壊し青山牛込など高燥之地も諸所に山水湧出てて屋舎をやぶるに至る況んや本所下谷淺草闕口小日向なと卑濕之地に至りては水高さ一丈余り大厦は水にひたり小屋は押流されて溺死する者亦少なからず**凡そ**開府以來如此の水害は未たあらさる所なり**されは**利根川荒川の水一つに混して草加越ヶ谷粕壁栗橋之宿々只海面之森々たるに異ならず官令して船を出し彼所此所に漕めくらして僅かに免かれし人を五人十人つつ救出し之を一つ所によせあつめて芝居小屋にて炊きし團飯を籠長持に入れ持運ひて供給するも猶及ばずして死を致すもの多し**二十三日に至り**水害やや平ぎて両國橋の邊は舟にて往來する事を得たり** 八月二十四日前段諸國寺社山伏百性町人ゟ出金の儀此度**闕東筋其外出水により向々難儀之趣相聞え候旨にて一統出金之儀御差止**被　仰出　**闕東大洪水** 此時織田豊前守御預所和州吉野郡山に金銀銅山公儀御手山之積を以間堀之儀及び**下總國印旛沼新開之儀等停止令あり** 是等の事皆田沼意次水野忠友等か申し行ふ所にして其大に民心に背く事を上言する者あり　公始めて之を聞き乃ち大に憤恨す以上十五代史　**田沼意次貶せらる**
5	嘉永3 1850	紀伊 紀伊 勢州	施工 新造 被災 流出	六月十八日御誕生日ニ付御八十御賀御含ニテ御附屬且御用兼帯之面へ被下物等有之 是歳，公命改作和歌浦東照宮，祭游殿，沿道架石橋，名曰不老橋　**不老橋ヲ造ル**

表-6　『南紀徳川史』に掲載された「港湾」の記述

No	西暦 和暦	項目	港湾	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1	延享元 1744	紀伊 紀伊	（橋梁） 施工 架替 施工 新造	一是年御藥種畑へ御通之板橋　寛保元酉年被仰付處　御かけ直しあり 右橋渡り初尾池甚太郎へ被　仰付八月朔日渡り初あり **一湊川口へ見越木片側へ三本ツツ両側へ六本御取建させなさる**
2		紀伊 紀伊	交通 土砂堆積 （河川） 規則の制定 施工	**湊傳浦御船蔵前川筋砂石埋れ大なる中洲となり入ふねの難儀なる趣御覽ありて川堤井堰の仕かたに依て中洲の他へ移り候様の工夫を考へ諸人目安書にて可申出と御觸有し比老人共乃説に昔淺野家御國引渡しの時川役人共申送りに紀の川筋水利之儀は唯天の自流に任せ可然と云事昔より申傳候由**御聽に達し是は尤の儀に被思召**川普請は不被仰付候事**　瑞徳記

表-7　『南紀徳川史』に掲載された「河川」の記述（1/2）

No	西暦 和暦	項目	河川	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1	正徳 4 1714	紀伊 紀伊 紀伊 紀伊	規則の制定 職掌 規則の制定 維持管理 規則の制定 交通 施工 修理	勘定奉行は領内中預置事なれば萬事氣を付念入可相勤候第一川筋年中度々見廻し川欠ても相成場所手入普請可申付候川欠は永々損毛なり海川山林竹木は定なきもの也田畑は年々定役なれば大切なる事なり川筋等之儀は毎月見廻り候様下役手付之者へ可申候尤川筋村方の百姓共へも川欠場所氣を付候様掛り之者申付置洪水等之筋川筋模様可申置候田地は費無之様奉行へ可申付候銘々役儀には得手不得手有之事故篤と吟味可申付候二三年相勤候ても不案内成於差免し段々可申付候其内には役功者之者も可出事也不束なる者は何時も差免し追々申付候はは功者も可出なり勘定方之者主役に候へは算勘検地の方精誠出精可申付候領内中金銭出し方惣元締役所なれは損益勘　辨専要なり心付之儀は無遠慮可申付候且又往来之儀は天下の往来なれは道橋川船等は無斷絶可申付候尤在々作場通用道橋共兼て可申付候へ共此度改て可申渡候一々上より普請奉行等遣し候ては百姓共迷惑之筋も可有之間少々之道橋普請等は其村方掛り之百姓共取寄相談普請取繕候様可申付候然共川筋見分は一ヶ月一度つつ普請方之者見廻りに指出可申儀なり.
2	享保 7 1722	全国 全国	施工 管理 洪水 記録	一十一月十六日　幕府へ米貮千石御献納大坂御蔵へ納ム右ハ近年諸國風水之損毛打續キ御蔵入不足其上堤川除等之破損所多ク數ヶ所之御普請被　仰付加之御料所之百姓共及飢渇候者へ御救米被下等臨時御物入多御旗本初へ給米金渡方モ差支ノ旨ニテ本年五月廿八日御老中ゟ嚴敷儉約ノ事ヲ令シ七月三日ニハ御老中水野忠之ヲ以テ万石以上へ左之通ヲ令セラル　幕府へ献米
3	寶暦 6 1756	紀伊 紀伊	洪水 人家流失 洪水 堤防結界	一九月十六日若山暴風大雨に而紀の川出水御城下浸水す紀の川筋出水就中甚數敷十七日名草郡栗林に而一丈四尺六寸の高水と云同郡八軒家其外所々の堤防切れ御城下　浸水所々橋々流失屋宅潰溺死も有之　御下屋敷ハ御別條無之　若山大水
4	天明 6 1786	関東 関東 関東 関東	（橋梁） 被災 流出 洪水 人家流出 （新田開発） 施工 中止 （鉱山） 開発 中止	且此年之春雨ふらずして日毎に風烈しく火災しけく起りしが夏之程になりては連日雨降りつづきて日を見る事少く殊に冷氣甚しく暑中にも單衣被る者なし然るに此十二日ゟ雨風烈しく同十六日十七日に至りては川々の水漲り溢れて両國永代を初め大小橋々委く破壊し青山牛込など高燥之地も諸所に山水湧出てて屋舎をやぶるに至る況んや本所下谷淺草關口小日向なと卑濕之地に至りては水高さ一丈余り大厦は水にひたり小屋は押流されて溺死する者亦少なからず凡そ開府以來如此の水害は未たあらさる所なりされは利根川荒川の水一つに混して草加越ヶ谷粕壁栗橋之宿々只海面之森々たるに異ならず官令して船を出し彼所此所に漕めくらして僅かに免かれし人を五人十人つつ救出し之を一つ所によせあつめて芝居小屋にて炊きし團飯を籠長持に入れ持運ひて供給するも猶及ばずして死を致すもの多し二十三日に至り水害やや平ぎて両國橋の邊は舟にて往來する事を得たり 八月二十四日前段諸國寺社山伏百性町人ゟ出金の儀此度關東筋其外出水により向々難儀之趣相聞え候旨にて一統出金之儀御差止被　仰出　關東大洪水

の難儀なる趣御覧ありて川堤井堰の仕かたに依て中洲の他へ移り候様の工夫を考へ諸人目安書にて可申出と御觸有し比老人共乃説に昔淺野家御國引渡しの時川役人共申送りに紀の川筋水利之儀は唯天の自流に任せ可然と云事昔より申傳候由御聽に達し是は尤の儀に被思召川普請は不被仰付候事」

港および川筋が砂や石で埋れて中洲となり，船舶の入港が難しかった．堤防や井堰の形状を工夫しようと諸人へ御触を出し，目安箱で意見を求めた．ある老人によれば，浅野家へ国を引き渡す際に川役人の申し送りで紀の川の水利は，自然の流れに任せるべきであると伝わっていた．そのことから，川普請を実施することはなかったという．

表-8　『南紀徳川史』に掲載された「河川」の記述（2/2）

No	西暦 和暦	項目	河川	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
5				此時織田豊前守御預所和州吉野郡山に金銀鋼山公儀御手山之積を以間堀之儀及び下總國印旛沼新開之儀等停止令あり 是等の事皆田沼意次水野忠友等か申し行ふ所にして其大に民心に背く事を上言する者あり　公始めて之を聞き乃ち大に憤恨す以上十五代史　田沼意次貶せらる
6		紀伊 紀伊	（港湾） 交通 土砂堆積 規則の制定 施工	湊傳浦御船蔵前川筋砂石埋れ大なる中洲となり入ふねの難儀なる趣御覧ありて川堤井堰の仕かたに依て中洲の他へ移り候様の工夫を考へ諸人目安書にて可申出と御觸有し比老人共乃説に昔淺野家御國引渡しの時川役人共申送りに紀の川筋水利之儀は唯天の自流に任せ可然と云事昔より申傳候由御聽に達し是は尤の儀に被思召川普請は不被仰付候事　瑞徳記
7	天保 12 1841 天保 14 1843	関東	洪水 記録	自天保十二年六月至同十四年閏九月新令目（中略） 一利根川初川々浚疏之事
8	弘化 5 1848	紀伊 勢州	洪水 人家流失	八月風雨紀伊川大溢 八月十二日若山洪水近在人家流失橋々陥落八十年以來ノ大水ト云同十七日此勢州御領地モ出水ノヨシ　紀ノ川洪水
9		大阪	施工 治水工事	河村瑞賢 幕府に受けて大坂安治川を治し又攝州の諸川を理すと云ふ　以下略（pp.334-342 にわたって記載）河村瑞賢
10		紀伊 紀伊 紀伊	洪水 流失 （用水路） 施工 新造 （新田開発） 人物 記録	鈴木七右衛門重秋 鈴木七右衛門重秋家系は名草郡藤白浦鈴木三郎　義経に仕へし鈴木三郎の遠孫　の庶流にて代々牟婁郡安遺居村に往す永享の比村中洪水にて舊記の類皆流失す七右衛門重秋邑長たりしか安居村は從來損の地たるを憂へ工夫を以て村の北寺山村と其北向平村との間に岡山の指出たるありて川を隔てるを考え寛政十年官に諸願允許を得て同十一未年より着手其中間の山を掘抜て暗渠を作り文化二丑年迄七年にして成功を得たり是に於て寺山安居の二ヶ村灌漑の利を得て田畑沃　になれり官之を褒して地士に命す暗渠は村の北二十余町にあり事の詳なるは安居村暗渠碑文に載たり重秋の子亦七右衛門と稱し今現に地士たりといふ 紀伊國續風土記

(5) 河川

紀州藩における洪水の記録が 3 事項で掲載されていた．研究対象とした江戸時代からは外れるが，永享（1429 年〜1441 年）年間に牟婁郡安遺居村（**表-8** No.9）では，

「永享の比村中洪水にて舊記の類皆流失す」

古い記録として，洪水で村中すべてが流失したという．

宝暦 6（1756）年（**表-7** No.3），

「九月十六日若山暴風大雨に而紀の川出水　御城下浸水す紀の川筋出水就中甚數敷十七日名草郡栗林に而一丈四尺六寸の高水と云同郡八軒家其外所々の堤防切れ御城下　浸水所々橋々流失屋宅潰溺死も有之　御下屋敷ハ御別條無之」

暴風雨により，紀の川から出水して城下が浸水した．翌日，名草郡では約 4.42m の高水が襲来した．所々の堤防が切れ，橋も流失，家屋も潰れて溺死者も出たという．

弘化 5（1848）年（**表-8** No.7），

「八月風雨紀伊川大溢

八月十二日若山洪水近在人家流失橋々陥落八十年以來ノ大水ト云同十七日此勢州御領地モ出水ノヨシ」

8 月 12 日，紀の川が 80 年来の大水により洪水が起きた．そして，人家が流失して橋が落ち，同月 17 日には勢州においても河川の出水があったという．

また，正徳 4（1714）年，河川の維持管理に言及していた（**表-7** No.1）．

「勘定奉行は領内中預置事なれば萬事氣を付念入可相勤候第一川筋年中度々見廻し川欠ても相成場所手入普請可申付候川欠は永々損毛なり海川山林竹木は定なきもの也」

年中，勘定奉行は領内を流れる川筋を入念に見回ること，河川が決壊して田畑が押し流されたままで当分復旧する見込みのない農地は，いつまでも損害を被る．もし可能であるならば，手入れの工事をした方が良いとあった．さらに，海川山林竹木は無常であることも付言されていた．現在の我々も理解しておく必要があろう．

続いて（**表-7** No.1），

「尤川筋村方の百姓共へも川欠場所氣を付候様掛り之者申付置洪水等之筋川筋模様可申置候」

川筋の村に住まう農民へ対し，河川が決壊した場所には注意すること，奉行等の関係する者へも洪水等の模様を

表-9　『南紀徳川史』に掲載の「新田開発」の記述（1/4）

No	西暦 和暦	項目	新田開発	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1		紀伊	（名勝） 施工 反対	或時**新田開發の場所を見立候事有る和歌浦近邊其外七八ヶ所繪圖に致し**奉行其外役人御前へ持参致ける　頼宣君御覧被成仰けるは我勝手の便りに宜とて**名有池を埋名ある山を掘崩し田畠に致ましく**候殊に廿一代集の歌に入名歌に書のせたる名所跡舊をは堅くいろふへからす末代に至りて紀伊大納言か新田を開き利欲の爲に歌の集に入詩文に載たる名所跡舊を新田の田畠に致たり扨も愚豪なる人にて有けるよと末代に我等を嘲恥を末世に殘し萬人の笑ひにならん事掌を指すかことし必々名木を伐名地を埋名所舊跡を新田に到候事ゆめゆめ不可仕と急度被仰付ける先年布引の松の枯し時も殊の外御おしみ被成さまざまの藥を被仰付しなり去に依て度々役人を被遣御領分の名所共を御穿鑿有て其跡の絶ぬ様に被成ける　言行録
		紀伊	調査 測地・作図	
		江戸	（水道） 施工 修理	

表-10　『南紀徳川史』に掲載の「新田開発」の記述（2/4）

No	西暦 和暦	項目	新田開発	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
2	宝永 4 1707	紀伊	（土木全般） 規則の制定 職掌	四月御**勘定人並大畑才蔵ヲシテ伊都郡小田村ヨリ紀ノ川ヲ引水新渠ヲ開鑿セシメ**田五千石ニ漑ク之ヲ小田井ト名ク國中堰ノ尤大ナル者也事ハ郡制ニ詳記ス小田井新渠開鑿
		紀伊	（用水路） 施工 新造	
		紀伊	施工 新造	
3	宝永 7 1710	紀伊	（土木全般） 規則の制定 職掌	正月**伊澤彌三右衛門**（井澤弥惣兵衛為永のことを指すカ．原文ママ）ヲシテ名草郡坂井村ノ**龜池ヲ築造**セシメ十ヶ村ニ注キ田七千石ヲ養フ事ハ郡制ノ部ニ詳也　龜池築造
		紀伊	（溜池） 施工 新造	
		紀伊	施工 新造	
4	正徳 3 1713	紀伊	（用水路） 施工 新造	是歳牟婁郡**奥熊野本宮組下湯川村ト檜葉村トノ間ニ暗渠ヲ穿ツ灌漑ヲ便ニス**　事ハ郡制ニ詳也　灌漑
		紀伊	施工 新造	
5	正徳 4 1714	紀伊	施工 新造	紀州政事鏡下巻目録（中略） 六十四　**領内田地家開發可成所出精可申付** 百廿二　**一心の塗柱を眞直に立れは**魔の入事なし
6	正徳 4 1714	紀伊	規則の制定 新造	六十四　**領内田地開發可成所出精申付へし** 一領内蔵入給所共に田地開發に可成所は川筋澤々谷地野山立山の内にても場所熟と吟味の上田地にも可成所有之は開立候様出精可申付候尤山主谷地主へ申付候ても其主開立兼候はは誰にても屆次第開立可申若又場所主違亂之事も可有之候間其向々を以内々申出候はは無遅滞可申付候田地にも相成場所永々 据置候事は末代まて無益の事に候少しつつも連年開發之時は永々爲子孫國の寶と言ものなり惣て役人は不斷の勤め差て手柄無之共末々の事を存大切に務る者を忠義と言退役之跡にても名の残る所なり左様の者子孫に至り斷絶に成る程にても家名計りも一度立て遣すへく候先年先祖勤功を以の事なり左候得は何れも出精可勤事なり當分差當りの勤は誰も可致事なり**先年より在來之田地計りにては連年洪水之度毎に川欠減高計り出可申候間**此度別て申付候田地開發之儀は勘定奉行行方代官相廻り村々の百姓共へ可申付候右開墾高有之候はは連年帳面にて差出候はは披見可申候夫共開發に物入等有之成兼候はは其村へは納戸金より貸遣し可申候右上納之儀は無利息三ヶ年に上納可申候上旨共に熟と村々へ可申付候
7	文化 11 1814	勢州	施工 新造	頻年**土工ヲ起シ水利ヲ開キ廢出ヲ墾ス** 御滞國　御所勞ニ付　同　十二年
		勢州	（用水路） 施工 新造	

表-11　『南紀徳川史』に掲載の「新田開発」の記述（3/4）

No	西暦 和暦	項目	新田開発	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
8	享保 8 1723	江戸 紀伊	規則の制定 職掌	一三月九日御参府ニ付若山御發駕 　三月十三日北伊勢御通行被遊　宮崎家奮記 　駿州大井川滿水に而御供中後るるに付同國江尻に一日御滞留廿三日江戸　御着府 　十五代史に曰　七月十八日**紀州ノ家臣井澤弥惣兵衛ヲ召シテ勘定トナス**（二百俵ヲ給フ）**新田開發及ヒ水利ノ事ニ通スルヲ以テ**也
9	天明 6 1786	関東 関東 関東 関東	（橋梁）被災 流出 （河川）洪水 人家流出 施工 中止 （鉱山）開発 中止	且此年之春雨ふらずして日毎に風烈しく火災しけく起りしが夏之程になりては連日雨降りつづきて日を見る事少く殊に冷氣甚しく暑中にも單衣被る者なし然るに此十二日ゟ雨風烈しく同十六日十七日に至りては**川々の水漲り溢れて両國永代を初め大小橋々委く破壊し青山牛込など高燥之地も諸所に山水湧出てて屋舎をやぶるに至る況んや本所下谷淺草關口小日向なと卑濕之地に至りては水高さ一丈余り大厦は水にひたり小屋は押流されて溺死する者亦少なからず**凡そ**開府以來如此の水害は未たあらさる所**なりされは**利根川荒川の水一つに混して草加越ヶ谷粕壁栗橋之宿々只海面之森々たるに異ならず官令して船を出し彼所此所に漕めくらして僅かに免かれし人を五人十人つつ救出し之を一つ所によせあつめて芝居小屋にて炊きし團飯を籠長持に入れ持運ひて供給するも猶及ばずして死を致すもの多し**二十三日に至り**水害やや平ぎて両國橋の邊は舟にて往來する事を得たり** 八月二十四日前段諸國寺社山伏百性町人ゟ出金の儀此度**關東筋其外出水により向々難儀之趣相聞え候旨にて一統出金之儀御差止**被　仰出　**關東大洪水** 　此時織田豊前守御預所和州吉野郡山に金銀鋼山公儀御手山之積を以間堀之儀及び**下總國印旛沼新開之儀等停止令あり** 是等の事皆田沼意次水野忠友等か申し行ふ所にして其大に民心に背く事を上言する者あり　公始めて之を聞き乃ち大に憤恨す以上十五代史　**田沼意次貶せらる**
10	文化 11 1814	勢州 勢州	施工 新造 （溜池）施工 修理	一頻年**土工ヲ起シ水利ヲ開テ廢田ヲ起サシム** 勢州田丸領麻加江村郷中ニ長廣谷**新池堤防壊敗村方難澁ニ付**去申年ヨリ來ル寅年迄七ヶ年年々米四拾三石六斗八升一合ヲ御手入ト称シ村方へ下賜ノ處遂ニ該**堤防重置工事ヲ被命**文化十酉年落成依テ**荒地ヲ開墾**高拾貳石九斗三合六勺九才ヲ得ルニ至リシヲ以テ御手入高之内拾石三斗五升三合ヲ減シ尚一ヶ年丈ヶ米三拾三石三斗二升八合ヲ給シテ以後御手入ヲ止ム**土工ヲ起シ廢田ヲ墾ス**
11	文化 11 1814	勢州 勢州 勢州	施工 新造 調査 測地・作図 （用水路）施工 新造	一又同領田口村郷中ニ鍬先**荒地芝成荒地多ク村方困窮**ニヨリ同村山分注連指村近傍谷間ニ於テ**大土工ヲ起シ大小兩箇ノ井關ヲ新築造新溝路ヲ開鑿**之處文化十一戌年落成依テ山口ト稱スル處ヨリ大野中村沖ト云ニ至迄ニテ鍬先**荒地ヲ開墾スル事三町五反芝成荒地ヲ開墾**三町六反合七町一反ノ良田此高六拾九石六斗八升九合ヲ得ルニ至ル依テ去申年ヨリ寅年迄村方御手當トシテ毎年米六拾貳石四斗四升貳合下賜之分文化十一戌年切ニテ停メラレタリ　右**両所工事圖面ハ別ニアリ**

表-12　『南紀徳川史』に掲載の「新田開発」の記述（4/4）

No	西暦 和暦	項目	新田開発	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
12	文化 11 1814	勢州 勢州	施工 新造 （用水路）施工 新造	一勢州多氣郡古江朝柄片野波多瀬丹生ノ五ヶ村ハ郡中ノ大村タル處**水利ナク旱損多ク耕転ノ労一日之ヲ廢スレバ草忽チ生シ三日雨降サレハ塵埃ヲアク**故農民力耕ヲ勉ムルモ輸租不足，足ラザル者ハ村民ノ賦課セラルル處トナル是ヲ以テ年一年ニ窘困窮乏名状スベカラス丹生村里正西村彦右衛門深ク之ヲ憂ヒ文化年間飯高郡粥見村字立梅ニ於テ**障川股川ノ水ヲ引テ堰ヲ作リ以テ各村ニ灌漑セン事ヲ立案**各村長ノ賛同ヲ得テ大庄屋久保六郎右衛門三谷彌七ニ謀ル二人之ヲ官
13		勢州 勢州 勢州	施工 新造 （用水路）施工 新造 （用水路）人物 記録	米山多右衛門宗隆 多右衛門宗隆は圓座組之多庄屋たり性慈仁常に公益を謀るを以て終生の目的となして毫も私を營むの心なし圓座村は灌漑の便に乏しく地あれ共耕すへからす人民大に窮す宗隆茲に於て元禄二年より大熊山の谿谷より水を引き來り溝を穿ち渠を通して高きを削り低きを土かひ經營七年元祿九年に至りて竣功終に良田七町余歩を得たり依て村内漸く盛に戸ロ蕃殖す元禄四年九月官之を賞して曰く（以下略）**米山多右衛門宗隆**
14		勢州 勢州	施工 新造 人物 記録	米山多右衛門宗持 宗持夙に祖父之志を慕ひ其遺業を襲ふの志あり時に圓座村経年の久しき曩の良田美畝漸く衰へて祖先營業惨憺の地廢田墟跡に歸せんとするを憂へ是れか挽回再興を謀り文政十二月五月起工更に水路を貫き分水を引き遠きもの七十町余に及ひ天保二年七月に至て既に成功を告んとするに際し俄然水災の爲め新工事破潰労力費金共に空に歸するを尚不屈再ひ工を起し終に千三百八拾九兩一分を費して數十余町の新田を再興せり於是　顯龍公其功を被賞左之命ありて御染筆書画御紋付盃を添へ賜ふと云 **米山多右衛門宗持**
15		紀伊 紀伊 紀伊	（河川）洪水 流失 （用水路）施工 新造 人物 記録	鈴木七右衛門重秋 鈴木七右衛門重秋家系は名草郡藤白浦鈴木三郎　義経に仕へし鈴木三郎の遠孫　の庶流にて代々牟婁郡安遺居村に往す永享の比村中洪水にて舊記の類皆流失す七右衛門重秋邑長たりしか安居村は從來損の地たるを憂へ工夫を以て村の北寺山村と其北向平村との間に岡山の指出たるありて川を隔てるを考え寛政十年官に諸願允許を得て同十一未年より着手其中間の山を掘抜て暗渠を作り文化二丑年迄七年にして成功を得たり是に於て寺山安居の二ヶ村灌漑の利を得て田畑沃　になれり官之を褒して地士に命す暗渠は村の北二十余町にあり事の詳なるは安居村暗渠碑文に載たり重秋の子亦七右衛門と稱し今現に地士たりといふ**紀伊國續風土記**
16		勢州 紀伊	人物 記録 （用水路）施工 新造	中村長左衛門成近 中村長左衛門は名草郡船所村の民也其傳記詳ならされ共嘗て六箇堰川の續渠を開鑿して近郷近村の爲に永く水旱の患を除き民利公益を不朽に傳ふ其勳蹟著大實に万人傑といふへし今紀伊國續風土記載する所六箇堰續渠の碑文を掲けて傳に換ふ六箇堰は那賀郡清水村より溝渠を穿ち紀の川を引山口田井平田直川の諸村を流れ小豆島村の南にて紀の川に合す長左衛門更に北村より溝渠を穿ち續けたる也（以下略）**中村長左衛門成近**

申し伝えることも触れられていた．

「往来之儀は天下の往来なれは道橋川船等は無斷絶可申付候尤在々作場通用道橋共兼て可申付候へ共此度改て可申渡候一々上より普請奉行等遣し候ては百姓共迷惑之筋も可有之間少々之道橋普請等は其村方掛り之百姓共取寄相談普請取繕候様可申付候然共川筋見分は一ヶ月一度つつ普請方之者見廻りに指出可申儀なり．」

道橋や川船は，無断で交通が途絶えることのない様にしておかなければならない．また，それらは農作地への道橋も兼ねていることから，少々の土木工事は普請奉行よりも，付近の百姓が実施する様に相談せよともあった．また，川筋の巡回は1ヶ月に1度，普請方の者が実施するように付されていた．

また，河川の治水工事に携わった人物として河村瑞賢が紹介されていた（表-4 No.8）．

「府に受けて大坂安治川を治し又攝州の諸川を理すと云ふ」

安治川を治し，摂津国（大阪府北中部と兵庫県南東部周辺）を流れる種々の河川を整えたとあるから，治水に関与したことを述べたものと思われる．

(6) 新田開発

『南紀徳川史』において，本節で示した新田開発の事項が最も多い状況にあった．紀州藩内における各節で詳述する用水路の開削や溜池築堤といった灌漑施設の整備と共に，新田開発に伴う記述がなされていた．

文化11（1814）年（表-11 No.11），

「田口村郷中ニ鍬先荒地芝成荒地多ク村方困窮ニヨリ同村山分注連指村近傍谷間ニ於テ大土工ヲ起シ大小兩箇ノ井關ヲ新築造新溝路ヲ開鑿之處文化十一戌年落成依テ山ロト稱スル處ヨリ大野中村沖ト云ニ至迄ニテ鍬先荒地ヲ開墾スル事三町五反芝成荒地ヲ開墾三町六反合七町一反ノ良田此高六拾九石六斗八升九合ヲ得ルニ至ル（以下略）」

勢州の田口村には荒地が多く，近傍の谷間において大規模な土木事業を起こして，大小2つの堰を新たに築造，用水路も開削した．それにより，荒地が開墾することができ，良田が得られたという．

文化11（1814）年は（表-10 No.7），

「頻年土工ヲ起シ水利ヲ開キ廢出ヲ墾ス御滞國　御所勞ニ付　同　十二年」

毎年の土木事業により，水田へ利用することができない土地を開くことができたとあった．

なお，新田開発を行うにあたっては（表-10 No.6），

「六十四　領内田地開發可成所出精申付へし
一領内蔵入給所共に田地開發に可成所は川筋澤々谷地野山立山の内にても場所熟と吟味の上田地にも可成所有」

田地を開発する一通りの場所は，川や沢，谷地等の場所を吟味して，生産高の優れた上田となる土地を塾考するようにとも示されていた．

享保8（1723）年，3(1)でも示した紀州藩の井澤弥惣兵衛為永があった（表-11 No.8）．

「紀州ノ家臣井澤弥惣兵衛ヲ召シテ勘定トナス（二百俵ヲ給フ）新田開發及ヒ水利ノ事ニ通スルヲ以テ也」

そして，同様の記述が，以下の『徳川実紀』にもあった．

「紀藩の士井澤弥惣兵衛為永新にめし出されて勘定となり．廩米二百俵を給ふ．これは新田の開墾．河渠の浚利など．年ごろ熟せしきこえあるをもてなり．」

紀州藩の井澤弥惣兵衛が，新田開発および水利に精通しているということから，江戸へ召し出されたとあった．

しかしながら，紀州藩内において小田井用水に代表される種々の灌漑施設を建設した大畑才蔵は，『南紀徳川史』で偉人として紹介しており，その業績は詳細まで触れていた．しかしながら，井澤については大畑のような記述はなかった．井澤は，関東で評価されている様であるが，紀州藩では特段注目された記載はみられなかった．

(7) 溜池

紀伊における新造，勢州での溜池修理が記されていた．

宝永7（1701）年，

「伊澤彌右衛門ヲシテ名草郡坂井村ノ龜池ヲ築造セシメ十ヶ村ニ注キ田七千石ヲ養フ事ハ郡制ノ部ニ詳也」

井澤弥惣兵衛が亀池を新規に築堤した（表-13 No.1）．

毎年，勢州では新田開発を行っており，

「一頻年土工ヲ起シ水利ヲ開テ廢田ヲ起サシム
勢州田丸領麻加江村郷中ニ長廣谷新池堤防壊敗村方難澁ニ付」

麻加江村では，新しく建設された溜池の堤防が破損して困っていた．そこで，7ヶ年の歳月を費やして防を修築，

表-13　『南紀徳川史』に掲載された「溜池」の記述

No	西暦 和暦	項目	溜池	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1	宝永7 1710	紀伊	（土木全般） 規則の制定 職掌	正月**伊澤彌三右衛門**（井澤弥惣兵衛為永のことを指すカ．原文ママ）ヲシテ名草郡坂井村ノ**龜池ヲ築造**セシメ十ヶ村ニ注キ田七千石ヲ養フ事ハ郡制ノ部ニ詳也　**龜池築造**
		紀伊	施工 新造	
		紀伊	（新田開発） 施工 新造	
2	文化11 1814	勢州	（新田開発） 施工 新造	一頻年**土工ヲ起シ水利ヲ開テ廢田ヲ起サシム** 勢州田丸領麻加江村郷中ニ長廣谷**新池堤防壊敗村方難澁ニ付**去申年ヨリ來ル寅年迄七ヶ年年々米四拾三石六斗八升一合ヲ御手入ト称シ村方へ下賜ノ處遂ニ該**堤防重置工事ヲ被命**文化十酉年落成依テ**荒地ヲ開墾**高拾貳石九斗三合六勺九才ヲ得ルニ至リシヲ以テ御手入高之内拾石三斗五升三合ヲ減シ尚一ヶ年丈ヶ米三拾三石三斗二升八合ヲ給シテ以後御手入ヲ止ム**土工ヲ起シ廢田ヲ墾ス**
		勢州	施工 修理	

文化 10（1813）年に落成したことで荒地が開墾された．

(8) 用水路

正徳 3（1713）年，紀州藩内に開削された用水路は，

「牟婁郡奥熊野本宮組下湯川村ト檜葉村トノ間ニ暗渠ヲ穿ツ灌漑ヲ便ニス」

湯川村と檜葉村との間に暗渠を開削した（表-14 No.2）．

文化 11（1814）年には，勢州の 2 ヶ所で用水路が開削された．田口村では，

「同領田口村郷中ニ鍬先荒地芝成荒地多ク村方困窮ニヨリ同村山分注連指村近傍谷間ニ於テ大土エヲ起シ大小兩箇ノ井關ヲ新築造新溝路ヲ開鑿之處文化十一戌年落成（以下略）」

荒地が多く村が困窮しており，新田開発のために用水路を開削した（表-14 No.3）．勢州多気郡では，

「勢州多氣郡古江朝柄片野波多瀬丹生ノ五ヶ村ハ郡中ノ大村タル處水利ナク旱損多ク（中略）文化年間飯高郡粥見村字立梅ニ於テ障川股川ノ水ヲ引テ堰ヲ作リ以テ各村ニ灌漑セン事ヲ立案各村長ノ賛同ヲ得テ大庄屋久保六郎右衛門三谷彌七ニ謀ル二人之ヲ官」

5 ヶ村には灌漑施設がないことで干害が多く，川俣川から水を引き込む用水路，後の立梅用水が立案され，各村長が賛同したことが記されていた（表-14 No.4）．

紀州藩内で多くの灌漑施設に携わった大畑才蔵の事績（表-14 No.5），大畑の業績で最も有名な小田井用水開削（表-14 No.1）に迫った記載もあった．そして，大畑以外で用水路開削に携わった 3 名の事績が挙げられていた（表-15 No.6, No.7, No.8）．米山宗隆は（表-15 No.8），

「圓座村は灌漑の便に乏しく地あれ共耕すへからす人民大に窮す宗隆茲に於て元禄二年より大熊山の谿谷より水を引き來り溝を穿ち渠を通して高きを削り低きを土かひ經營七年元禄九年に至りて竣功終に良田七町余歩

表-14　『南紀徳川史』に掲載された「用水路」の記述（1/2）

No	西暦 和暦	項目	用水路	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1	宝永 4 1707	紀伊 紀伊 紀伊	（土木全般）規則の制定 職掌 施工 新造 （新田開発）施工 新造	四月御**勘定人並大畑才蔵ヲシテ伊都郡小田村ヨリ紀ノ川ヲ引水新渠ヲ開鑿セシメ**田五千石ニ漑ク之ヲ小田井ト名ク國中堰ノ尤大ナル者也事ハ郡制ニ詳記ス**小田井新渠開鑿**
2	正徳 3 1713	紀伊 紀伊	施工 新造 （新田開発）施工 新造	是歳牟婁郡**奥熊野本宮組下湯川村ト檜葉村トノ間ニ暗渠ヲ穿ツ灌漑ヲ便ニス**　事ハ郡制ニ詳也　**灌漑**
3	文化 11 1814	勢州 勢州 勢州	（新田開発）施工 新造 （新田開発）調査 測地・作図 施工 新造	一又同領田口村郷中ニ鍬先**荒地芝成荒地多ク村方困窮**ニヨリ同村山分注連指村近傍谷間ニ於テ**大土エヲ起シ大小兩箇ノ井關ヲ新築造新溝路ヲ開鑿**之處文化十一戌年落成依テ山口ト稱スル處ヨリ大野中村沖ト云ニ至迄ニテ鍬先**荒地ヲ開墾スル事三町五反芝成荒地ヲ開墾**三町六反合七町一反ノ良田此高六拾九石六斗八升九合ヲ得ルニ至ル依テ去申年ヨリ寅年迄村方御手當トシテ毎年米六拾貳石四斗四升貳合下賜之分文化十一戌年切ニテ停メラレタリ　右**両所工事圖面ハ別ニアリ**
4	文化 11 1814	勢州 勢州	施工 新造 （用水路）施工 新造	一勢州多氣郡古江朝柄片野波多瀬丹生ノ五ヶ村ハ郡中ノ大村タル處**水利ナク旱損多ク耕転ノ労一日之ヲ廢スレバ草忽チ生シ三日雨降サレハ塵埃ヲアク**故農民力耕ヲ勉ムルモ輸租不足，足ラザル者ハ村民ノ賦課セラルル處トナル是ヲ以テ年一年ニ窘困窮乏名状スベカラス丹生村里正西村彦右衛門深ク之ヲ憂ヒ文化年間飯高郡粥見村字立梅ニ於テ**障川股川ノ水ヲ引テ堰ヲ作リ以テ各村ニ灌漑セン事ヲ立案**各村長ノ賛同ヲ得テ大庄屋久保六郎右衛門三谷彌七ニ謀ル二人之ヲ官
5		紀伊 紀伊	人物 記録 施工 新造	大畑才藏勝喜 才藏勝喜は次郎右衛門五代之孫にして常に地方の公務に勤労明吏大嶋伴六等之知遇を得て大に用いられ有名なる小田井開鑿を初紀勢土功の大小皆其手に成らさるなく國家に盡せる勲労偉蹟尠からすして實に不朽の公益を万世に遺せり今家藏の由緒書に因て其大略を抄述す（以下略）**大畑才藏勝喜**

かひ經營七年元禄九年に至りて竣功終に良田七町余歩

表-15　『南紀徳川史』に掲載された「用水路」の記述（2/2）

No	西暦 和暦	項目	用水路	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
6		勢州 勢州 勢州	（新田開発）施工 新造 施工 新造 人物 記録	米山多右衛門宗隆 多右衛門宗隆は圓座組之多庄屋たり性慈仁常に公益を謀るを以て終生の目的となして毫も私を營むの心なし圓座村は灌漑の便に乏しく地あれ共耕すへからす人民大に窮す宗隆茲に於て元禄二年より大熊山の谿谷より水を引き來り溝を穿ち渠を通して高きを削り低きを土かひ經營七年元禄九年に至りて竣功終に良田七町余歩を得たり依て村内漸く盛に戸口蕃殖す元禄四年九月官之を賞して曰く（以下略）**米山多右衛門宗隆**
7		紀伊 紀伊 紀伊	（河川）洪水 流失 施工 新造 （新田開発）人物 記録	鈴木七右衛門重秋 鈴木七右衛門重秋家系は名草郡藤白浦鈴木三郎　義経に仕へし鈴木三郎の遠孫　の庶流にて代々牟婁郡安遺居村に往す永享の比村中洪水にて舊記の類皆流失す七右衛門重秋邑長たりしか安居村は從來損の地たるを憂へ工夫を以て村の北寺山村と其北向平村との間に岡山の指出たるありて川を隔てるを考え寛政十年官に諸願允許を得て同十一未年より着手其中間の山を掘抜て暗渠を作り文化二丑年迄七年にして成功を得たり是に於て寺山安居の二ヶ村灌漑の利を得て田畑沃　になれり官之を褒して地士に命す暗渠は村の北二十余町にあり事の詳なるは安居村暗渠碑文に載たり重秋の子亦七右衛門と稱し今現に地士たりといふ**紀伊國續風土記**
8		勢州 紀伊	（新田開発）人物 記録 施工 新造	中村長左衛門成近 中村長左衛門は名草郡船所村の民也其傳記詳ならされ共嘗て六箇堰川の續渠を開鑿して近郷近村の爲に永く水旱の患を除き民利公益を不朽に傳ふ其勳蹟著大實に万人傑といふへし今紀伊國續風土記載する所六箇堰續渠の碑文を掲けて傳に換ふ六箇堰は那賀郡清水村より溝渠を穿ち紀の川を引山口田井平田直川の諸村を流れ小豆島村の南にて紀の川に合す長左衛門更に北村より溝渠を穿ち續けたる也（以下略）**中村長左衛門成近**

を得たり」
円座村は灌漑の便が悪く，人民は窮していた．そこで，元禄 2（1689）年より，渓谷から水を引き，溝を開削した．7 年後に用水路が竣工して良田が得られた．

鈴木七右衛門重秋は（**表-15** No.7），

「永享の比村中洪水にて舊記の類皆流失す七右衛門重秋邑長たりしか安居村は從來損の地たるを憂へ工夫を以て村の北寺山村と其北向平村との間に岡山の指出たるありて川を隔てるを考え寛政十年官に諸願允許を得て同十一未年より着手其中間の山を掘抜て暗渠を作り文化二丑年迄七年にして成功を得たり是に於て寺山安居の二ヶ村灌漑の利を得て田畑沃になれり官之を褒して地士に命す暗渠は村の北二十余町にあり事の詳なるは安居村暗渠碑文に載たり」

安居村は，寺山村と平村との間にある岡山が川を隔てていたことで，灌漑の土地としては損をしていた．寛政 11（1799）年から文化 2（1805）年まで，山中を掘り抜いて暗渠を通す工事を行った．寺山村と安居村の二村は，新たな灌漑施設建設によって田が潤った．

中村成近（**表-15** No.8）について，

「名草郡船所村の民也其傳記詳ならされ共嘗て六箇堰川の續渠を開鑿して近郷近村の爲に永く水旱の患を除き民利公益を不朽に傳ふ」

既に開削されていた六箇井用水（大畑才蔵も開削工事を実施）を延伸させた．流域の洪水と旱魃の被害を取り除くことができ，その史実が後世まで伝わったとされる．

表-16　『南紀徳川史』に掲載された「水道」の記述（1/2）

No	西暦 和暦	項目	水道	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1	正保 年間 1645 1648		施工 新造	**井原町の北より西の海道まて大水道を被仰付**大方首尾致候時分御在江戸より宇佐美佐助をめして江戸へ罷下り候御**普請奉行**加納角兵衛佐野平蔵は佐介を招き大水道首尾能出來仕次第を見せ江戸にも御尋有は可致言上と申含しかは佐介江戸に着御前へ出るに御國中大小事の義御尋果して大水道の事御御尋佐介見及候通と角兵衛平蔵申候通言上致し候其時被仰聞候は大水道に付柴薪の舟の運送よくさそ新吹上の上下悦ならんと被仰扨汝は獅子と云獣を知つたるか此獅子は獣の王にて一度啼は其聲の聞ゆる處百獣震怖と聞は獅子に増たる猛獣なし然れとも此獅子己か栖かには數千丈の嶮岨に穴を掘て臥すとかや獅子を咀殺獣外になけれは用心はすましき事なれども如 此天下に聞たる大将も**城郭は堅固にするものなり傳へきく**武田信玄は武勇に自慢し甲州に要害堅固の居城なかりし故りし故勝頼代に信長に被取懸一月の防戦不叶山中へ落退てやみやみと滅亡せしなり北條氏政は勝頼には武勇劣りたれ共小田原籠城し秀吉二十六万の大軍を引受四月より七月まて持こたへしは要害の故なり然るに家中の奴原の内大納言とのは吹上に城をほらせ要害をめさるるは扨は不器量なる大将也大将は城を出て野合戦にて功を立ててこそ可有に二万の大将の身にて敵を城へ引受けては運は開ましと嘲笑ふ輩其名苗字人數まて我は聞しなり雲雀めか鶴の心は知まし推参なる奴原かなと思召共夫程のことを申も外の奴原の小歌三味線女小姓のおとりのみにかかりて居るより增と思ふて咎もせぬ也因利制權は兵家の妙所なれは時により敵により軍に定はなき事なり此度の水道普請を嘲る輩皆部屋達の歴々なりとて後は御機嫌よかりける處に其頃に御家の鑓奉行共か長柄足輕の事を申立る義其方も其方も其沙汰聞たる哉何と聞候哉と御尋佐介畏り誠に承り候得共うかと承り慥に覺不申候と申上候へは俄に御氣色替り弓矢の家に生るる武士か武邊の事をうかと承り候とは不審也茶道能猿楽遊山翫水の事ならはうかと聞事も可有武士か武邊をうかと聞たるとは扨もめつらしき事也不思議なる答は宇佐美駿河守か子孫には似合さる答なりと事々敷御呵被成けるよし府行録

(9)　水道

水道について，『南紀徳川史』は，紀州藩内の事績の記載はなかった．江戸では，臥樋の構造を工夫したことが絵図と共に紹介されていた（**表-17** No.2）．

「江戸赤坂御中屋敷へ玉川の水を埋樋にて取らせられけるに水思ふ様に不來奉行役人色々仕りけれ共快く水不來けるを頼宣君被聞召御好にて樋を曲り戸にて余して作らせられけれは水殊の外來りける其圖は左の如し」

玉川上水の水を江戸赤坂の屋敷へ引き込む際，役人が種々試したものの，水が思う様に樋へ流れ込まなかった．それを聞いた徳川頼宣は，樋を曲げて，その奥に樋を約 1.697m 延長させたところ，水に勢いがついて思いのほか，流れ込んできたという．

表-17　『南紀徳川史』に掲載された「水道」の記述（2/2）

No	西暦 和暦	項目	水道	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
2		江戸	施工 修理	江戸赤坂御中屋敷へ**玉川の水を埋樋にて取らせられけるに水思ふ様に不來**奉行役人色々仕りけれ共快く水不來けるを**頼宣君被聞召御好にて樋を曲り戸にて余して作らせられけれは水殊の外來りける**其圖は左の如し 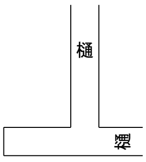

(10) 築城

紀州藩内で行われた築城に関する記述は，『南紀徳川史』に記載はなかった．紀州藩に関して（表-18 No.3），「是蔵献材木於幕府以修築二條城也

京都御普請ノ爲紀伊大納言頼宣卿領國ノ材木ヲ献シ大阪ニ其材木着岸ズ」

寛永 5（1628）年に二条城を修築する際，徳川頼宣が領内の材木を献上し，その材木が大阪に着岸した．

(11) 築地

慶長 16（1611）年（表-19 No.1），諸大名に命じて，京にある御所の四方を町人へ命じて，土塀を築かせた．

(12) 堀

城に築かれた堀は，天明 6（1786）年（表-20 No.1）に，「是歳浚城溝以賑窮民

天明六午年打續凶作にて末々の者共難儀の趣被聞召及中橋邊より西丸邊の外堀を御堀さらへ仰付られけれは裏屋住居の老幼共に罷出土を揚け候ものへは相應に夫錢を被下置ける故老若若の人足共蟻の如くに集り何も御惠を難有奉存聊骨惜なく相働きけれ共御大惣之御普請暫時に相濟み右揚土は莫大の事なれ共御家中へ勝手次第に被下けれは各屋敷の門前へ引ならしその土を運ぶ者も又相應に渡世に相成末々之者大に潤ひけるとなり」

表-18 『南紀徳川史』に掲載された「築城」の記述

No	西暦 和暦	項目	築城	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1		江戸	施工 新造	三月朔日**江戸城御普請初る** 諸國の輩自身下り二月上旬に江戸に着物主は何れも江戸にありて人數は石運送のため伊豆國にあり御城石垣の分七百間高さ或は十二間或は十三間去年　将軍家に従て上洛せさる輩は千石一人づつ人夫を出す伏屋飛騨守水原石見守奉行して**石垣を築き堀を掘る**　一説あり署す 石垣五月末に出來六月十日比伏見へ歸り上る輩もあり但各人數は被殘置御普請出來の後一万石に百人持の石貳つつ上可申由被相觸間各及此儀或は一二百或五十三十つつ進上なり　翌年三月朔日より江戸御普請關八州并信越奥羽輩務ることあり　九月二十三日江戸御本丸新に出來に依て将軍家御移徙以上御年譜私記　**江戸城普請**
2	慶長 11 1606	駿河	施工 改築	二月徒太公如**駿府太公改築府城**以爲菟裘之地七月成從太公移居之
3	寛永 5 1628	京	施工 修理	六月廿九日江戸御發駕七月十五日御歸城請署
		紀伊	施工 材料	是蔵献材木於**幕府以修築二條城**也 十月廿八日**京都御普請ノ爲紀伊大納言頼宣卿領國ノ材木ヲ献シ大阪ニ其材木着岸ズ** 是ニ依テ御内書ヲ賜フ　**二條城修築**
4	寛永 5 1628	江戸	施工 新造	十月ヨリ**江戸城外郭ノ構造アリ**北條氏重之ヲ經理ス　**江戸城外郭構造と大名の助役**
		江戸	規則の制定 職掌	

凶作で人々が苦しみ，裏屋に住む老人と幼児が，中橋から西の丸の外堀に溜まった泥を取り除くことを仰つけられた．夫銭を納められない老若男女も蟻のように集まり，膨大な揚土が積み上がった．その揚土を屋敷の門前へ引きならし，土砂を運んだ者が大いに潤った．

(13) 測量

紀州藩の事績ではないが，伊能忠敬による測量および地図の作成に関する 2 事項が記載されていた（表-21 No.1, No.2）．

表-19 『南紀徳川史』に掲載された「築地」の記述

No	西暦 和暦	項目	築地	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1	慶長 16 1611	京	施工 新造	七月諸國の大名に仰付られ　**禁中四方の築地を築かしむ**築地八尺間一間ニ付料銀を定め京都の町人に觸て築之しむ **禁裡の築地を築く**
2	正徳 4 1714	紀伊	（道路） 施工 新造	詰所**道筋築地等之普請を弱人共へ仰付られ老女迄も少々土を運ひ女は日に五合男は一升施行**被下候右持運びの精不精吟味無く着到之揃ひを下役人共いたし候迄也朝人數を呼改め晩方に及び米を施候銘々一旦宿へ歸りて米出候節出候ても其通りなる事也然とも己れ己れか働の可成氣根ほとは何れも勤て頂戴する事妙也掠て不働之者一人も無之是則**弱人普請之肇也**其後是を見倣ひ勢州松坂領西黒部村竹内五郎左衛門と申冨貴の者**弱人普請を企候**　明徳秘書
		紀伊	施工 新造	

表-20 『南紀徳川史』に掲載された「堀」の記述

No	西暦 和暦	項目	堀	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1	天明 6 1786	紀伊	施工 維持管理	是歳**浚城溝以賑窮民** 天明六午年打續凶作にて末々の者共難儀の趣被聞召及**中橋邊より西丸邊の外堀を御堀さらへ仰付られけれ**は裏屋住居の老幼共に罷出土を揚け候ものへは相應に夫錢を被下置ける故老若若の人足共蟻の如くに集り何も御惠を難有奉存聊骨惜なく相働きけれ共御大惣之**御普請暫時に相濟み右揚土は莫大の事なれ**共御家中へ勝手次第に被下けれは各屋敷の門前へ引ならしその土を運ぶ者も又相應に渡世に相成末々之者大に潤ひけるとなり　續言行録　**窮民の爲工事を起す**
		紀伊	施工 福祉事業	

表-21 『南紀徳川史』に掲載された「測量」の記述

No	西暦 和暦	項目	測量	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1	寛政 12 1800	全国	調査 測地・作図	一五月**蝦夷地測量圖初テ成ル** 下総人**伊能三郎右衛門忠敬ニ被命蝦夷地方ヲ測量地圖ヲ製セシム是測量圖之始也ト云**忠敬　享和元　酉年三月ヨリ**豆相常陸ヨリ陸奥海岸ヲ測量セリ**
2	寛政 12 1800	蝦夷	調査 測地・作図	一此年頻リニ蝦夷へ派遣ノ命多シ則二月十一日ニ御勘定壹人支配勘定貳人御徒目付壹人二十三日ニ　御手許ヨリ御小納戸頭取戸川藤十郎後小納戸大河内善十郎支配感情壹人ヲ被遣三月十日ニ千人頭半左衛門同十六日ニ御勘定組頭村田鐵太郎九月十六日ニ御勘定奉行吟味役鈴木甚内等イツレモ蝦夷地へ被遣享和二年二月ニ至り箱館奉行被置**蝦夷地開拓**及ヒ政畧ノ事委細布令アリタリ **蝦夷地圖成ル**

(14) 鉱山

天明 6（1786）年には，江戸時代後期に老中の田沼意次が幕政に参与した「田沼時代」と呼ばれた時代で，享保の改革と寛政の改革の間（1751 年～1789 年）を指す．幕政の改革のため，吉野にある鉱山（**表-22 No.1**），印旛沼の開発を行っていたものの，停止の命が出された．その背景には，幕府の利益や都合を優先させる政策で庶民の反発を浴び，批判が巻き起こった様である．

表-22 『南紀徳川史』に掲載された「鉱山」の記述

No	西暦 和暦	項目	鉱山	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1	天明 6 1786	関東 関東 関東 関東	（橋梁） 被災 流出 （河川） 洪水 人家流出 （新田開発） 施工 中止 開発 中止	且此年之春雨ふらずして日毎に風烈しく火災しけく起りしが夏之程になりては連日雨降りつづきて日を見る事少く殊に冷氣甚しく暑中にも單衣被る者なし然るに此十二日ゟ雨風烈しく同十六日十七日に至りては**川々の水漲り溢れて両國永代を初め大小橋々委く破壊し青山牛込など高燥之地も諸所に山水湧出てて屋舎をやぶるに至る況んや本所下谷淺草闢口小日向なと卑濕之地に至りては水高さ一丈余り大厦は水にひたり小屋は押流されて溺死する者亦少なからず** 凡そ**開府以來如此の水害は未たあらさる所なり**されは**利根川荒川の水一つに混して草加越ヶ谷粕壁栗橋之宿々只海面之森々たるに異ならず官令して船を出し彼所此所に漕めくらして僅かに免かれし人を五人十人つつ救出し之を一つ所によせあつめて芝居小屋にて炊きし團飯を籠長持に入れ持運ひて供給するも猶及ばずして死を致すもの多し** 二十三日に至り**水害やや平ぎて両國橋の邊は舟にて往來する事を得たり** 八月二十四日前段諸國寺社山伏百性町人ゟ出金の儀此度**關東筋其外出水により向々難儀之趣相聞え候旨にて一統出金之儀御差止**被　仰出　**關東大洪水** 　此時織田豊前守御預所和州吉野郡山に金銀銅山公儀御手山之積を以間堀之儀及び**下總國印旛沼新開之儀等停止令あり** 是等の事皆田沼意次水野忠友等か申し行ふ所にして其大に民心に背く事を上言する者あり　公始めて之を聞き乃ち大に憤恨す以上十五代史　**田沼意次貶せらる**

表-23 『南紀徳川史』に掲載された「名勝」の記述

No	西暦 和暦	項目	名勝	記載事項 （斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注）
1		紀伊 紀伊 江戸	施工 反対 （新田開発） 調査 測地・作図 （水道） 施工 修理	或時**新田開發の場所を見立候事有る和歌浦近邊其外七八ヶ所繪圖に致し**奉行其外役人御前へ持参致ける　頼宣君御覧被成仰けるは我勝手の便りに宜とて**名有池を埋名ある山を掘崩し田畠に致ましく**候殊に廿一代集の歌に入名歌に書のせたる名所跡舊をは堅くいろふへからす末代に至りて紀伊大納言か新田を開き利欲の爲に歌の集に入詩文に載たる名所跡舊を新田の田畠に致たり扨も愚豪なる人にて有けるよと末代に我等を嘲恥を末世に殘し萬人の笑ひにならん事掌を指すかことし必々名木を伐名地を埋名所舊跡を新田に到候事ゆめゆめ不可仕と急度被仰付ける先年布引の松の枯し時も殊の外御おしみ被成さまざまの藥を被仰付しなり去に依て度々役人を被遣御領分の名所共を御穿鑿有て其跡の絶ぬ様に被成ける　言行録

(15) 名勝

初代藩主・徳川頼宣は，『二十一代集（古今和歌集から新続古今和歌集までの 21 の勅撰和歌集）』に詠まれた名勝・和歌浦の池を埋め立て，山を崩して田畑にすることは末代までの恥となり，笑いものになることから反対した（**表-23 No.1**）．美しい景観を残す名所旧跡を後世に残したい藩主の意識が存在していたことは興味深い．

4. まとめ

本研究では，紀州藩における事績がまとめられた『南紀徳川史』を対象とした．そのなかから，社会基盤整備に関する事績を抜き出したところ，新田開発に関する記載が多いことが明らかとなった．特に，用水路の新規開削に関する事項が最も多い状況にあった．その他にも，溜池の築堤や修繕に関するものもみられ，灌漑施設の事項が目立つ結果となった．河川については洪水の記録が最も多く，それに伴う被災状況にも触れられていた．

また，徳川吉宗による享保の改革で紀州藩から召し出され，勘定吟味役として江戸幕府に登用された井沢弥惣兵衛為永については，研究対象とした『南紀徳川史』には亀池を築堤したことが挙げられているに過ぎなかった．そのことから，井澤が江戸へ召し出された後に残したという数々の事績についても，再度検討する必要があろう．

紀州藩においては，井澤の部下で 55 歳の高齢で藩の役人となった大畑才蔵が活躍した．大畑は，「水盛台」で緻密な測量を行い，紀の川と並行した用水路を開削した．その大畑に関して『南紀徳川史』には，本研究の対象からは除いた「郡制」の事項を含めると，膨大な事項が掲載されており，それらの考察は次回の課題としたい．

参考文献

1) 西山孝樹・藤田龍之・天野光一：『徳川実紀』にみる江戸時代前期の道路行政政策に関する研究, pp.13-31, 土木学会論文集 D2（土木史）, Vol.75, No.1, 2019.
2) 西山孝樹・藤田龍之・天野光一：『徳川実紀』にみる江戸時代前期の道路行政・制度, pp.201-206, 土木史研究講演集, Vol.37, 2017.
3) 西山孝樹・藤田龍之・天野光一：江戸時代前中期における『徳川実紀』にみる幕府の道路行政政策, pp.167-181, 土木史研究講演集, Vol.38, 2018.
4) 小山靖憲：和歌山県の歴史, 山川出版社, p.176, 2004.
5) 南紀徳川史研究会：南紀徳川史研究, Vol.1-Vol.9, 南紀徳川史研究, 1986-2004.
6) 堀内信：南紀徳川史　全 18 冊, 清文堂出版, 1990.
7) 海南市史編さん委員会：海南市史 第二巻 各説編, 海南市, pp.711-731, 1990.
8) 海南市史編さん委員会：海南市史 第一巻 通史編, 海南市, pp.430-435, 1994.

(2020. 4. 20 受付)